

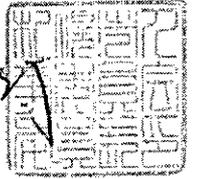


札幌市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月28日

札幌市人事委員会

委員長 常本 照 附



札幌市人事委員会規則第5号

札幌市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

札幌市職員の任用に関する規則（昭和51年人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表1第1項第2号中「ユニバーサル推進室長」を「グリーントランスフォーメーション推進室長、ユニバーサル推進室長、公民・広域連携推進室長」に改め、「、感染症対策室長」及び「、医療対策室長」を削り、同項第3号中「動物管理センター所長、里塚斎場長」を「里塚斎場長、動物愛護管理センター所長」に改め、同表第2項第5号中「、消防科学研究所長」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。